

## ○愛知県道路公社工事検査要領

制 定 昭和62年 3月13日

最終改正 平成29年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、愛知県道路公社の発注する工事等に係る検査員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の当該番号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設工事、委託業務及び施設維持管理等業務をいう。
- (2) 契約者 受注者を表し、愛知県道路公社と契約を締結した者をいう。

### (検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 完了検査は、次の場合に行うものとする。
  - ア 工事が完了したとき。
  - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。
- (2) 出来形検査 出来形検査は、次の場合に工事の既済部分について行うものとする。
  - ア 部分払若しくは部分使用をしようとするとき。
  - イ 履行遅滞の場合において、継続施工を承諾しようとするとき。
  - ウ 工事の施工を中止しようとするとき。
  - エ 契約を解除しようとするとき。
- (3) 中間検査 中間検査は、建設工事の適正な技術的施工を確保するために行うものとする。

### (検査員の任命)

第4条 検査員の任命は、理事長が行うものとする。

2 検査員の任命の時期は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査
  - ア 完了届又は指定部分完了届の提出があったとき。
- (2) 出来形検査
  - ア 部分払の場合にあつては、出来形検査の申し出があったとき。
  - イ 部分使用の場合にあつては、部分使用をしようとするとき。
  - ウ 履行遅滞の場合において、継続施工を承諾しようとするとき。
  - エ 工事中止の場合にあつては、工事の施工を中止しようとするとき。
  - オ 契約解除の場合にあつては、契約を解除しようとするとき。
- (3) 中間検査  
理事長が、中間検査の実施を必要と認めたとき。

(検査員の条件)

第5条 検査員は、次の各号の条件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 主査相当級以上の職員であること。
- (2) 検査対象工事の監督員でないこと。

(検査の時期)

第6条 完了検査は、工事の請負契約（以下「建設工事」という。）にあつては完了届を受理した日から14日以内、その他の契約にあつては完了届を受理した日から10日以内に行わなければならない。

- 2 出来形検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。
- 3 前2項以外の検査は、必要なとき行うものとする。

(検査の基準)

第7条 工事の検査は、愛知県の定める「土木工事検査基準」、「土木工事の検査方法」及び「建設工事検査要領に関する運用について」に準じて行うものとする。なお、この場合「愛知県」を「愛知県道路公社」と読み替えるものとする。

(検査の準備)

第8条 理事長は、次の各号について措置するものとする。

- (1) 工事監督員及び契約者に対する検査実施の通知。
- (2) 工事監督員及び契約者に対する測定器具・用具及び関係資料の整備並びに準備の指示。
- (3) その他必要と認める事項。

(検査の立会)

第9条 検査は、監督員及び当該工事の契約者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会のもとに行うものとする。

(検査の実施)

第10条 建設工事の検査は、原則として現地において、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違及び品質性能、その他必要な事項について確認するものとする。

(完了検査の報告)

第11条 検査員は、完了検査を行ったときは、完了検査調書（様式第1（その1））又は指定部分完了検査調書（様式第1（その2））及び工事検査記録（様式第5）を作成し、理事長に提出するものとする。この場合において、検査の結果その給付に不完全な部分があると認めるときは、完了検査調書又は指定部分完了検査調書に修補補正調書（様式第2）を添えて提出するものとする。

(出来形検査の報告及び通知)

第12条 検査員は、出来形検査を行ったときは、出来形検査調書(様式第4(その1))を作成し、出来形調書(様式第4(その2別紙))を添えて理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の調書を受理したときは、出来形検査結果通知書(様式第4(その2))により契約者に通知するものとする。

(中間検査の報告)

第13条 検査員は、中間検査を行ったときは工事検査記録(様式第5)を作成し、理事長に提出するものとする。

(修補補正の命令)

第14条 理事長は、検査員から修補補正調書を受理したときは、修補補正指示通知書(様式第8)により契約者に修補補正を命じるものとする。

2 検査員は、修補補正を要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、検査の際に修補補正指示書を契約者に交付することができるものとする。この場合においては、その旨を修補補正調書に記載し、指示書の写しにより理事長に通知するものとする。

(修補補正の確認)

第15条 完了検査を行った検査員は、修補補正の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補補正の内容が軽易な場合には、工事記録及び工事写真等によりその内容を確認することをもって検査に代えることができるものとする。

2 検査員は、修補補正に係る検査を完了したときは速やかに理事長に修補補正完了検査調書(様式第9)を提出するものとする。

(臨機の措置)

第16条 検査員は、検査にあたり、事態が重大かつ処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに、理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事成績の評定)

第17条 建設工事、及び施設維持管理等業務のうち草刈工事が完了したときは、その成績について別に定める愛知県道路公社工事成績評定要領により評定するものとする。

2 委託業務の成果が納品されたときは、その業務について別に定める愛知県道路公社工事成績評定要領により評定するものとする。

(検査結果の通知)

第18条 理事長が、検査の結果及び工事目的物の引渡しの時期を検査合格通知書(様式第10(その1))により契約者に通知するものとする。

2 理事長が、指定部分完了検査の結果及び指定部分に係る工事目的物の引渡しの時期を指定部分完了検査合格通知書(様式第10(その2))により契約者に通知するものとする。

(提出書類様式)

第19条 提出書類の様式については、愛知県建設部「建設工事検査要領」に準ずるものとする。  
なお、この場合「愛知県」を「愛知県道路公社」と、「知事」および「建設部長」を「理事長」と、「建設事務所・課」及び「事務所」を「課」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。